

教員加配を維持した少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度充実に関する意見書

35人以下学級について、昨年公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され小学校1学年の基礎定数化がはかられたものの、小学校2学年については改正されず、加配措置にとどまっています。社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。日本語指導など特別な支援を必要とする子供たちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっており、また、不登校やいじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。

兵庫県においては、阪神・淡路大震災以降、中心的役割を担ってきた教育復興担当教員や心のケア担当教員の実践を継承し、地域社会とのつながりや子供たちの生活支援をリードするため日常的な心のケアの取り組みを進めています。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人までを挙げており、保護者も30人以下学級を望んでいます。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下

げられ、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、政府におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため学級規模は30人以下学級とし、当面は中学校を含めて35人学級を実現すること。
- 2 少人数学級実現にあたっては、現在措置されている少人数指導等に対する加配人員を減らすことなく、35人以下学級を実現すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年10月4日

尼崎市議会議長

関係大臣あて